

第112号議案

島根県職業能力開発審議会条例の一部を改正する条例

島根県職業能力開発審議会条例（昭和60年島根県条例第27号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

島根県雇用対策審議会条例

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第91条第1項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、職業能力の開発及び産業人材の確保に関する事項を調査審議させるため、島根県雇用対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

第2条第3項を削る。

第6条第2項中「審議会」を「当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから会長」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月1日から施行する。